

令和6年度台湾市場向けプロモーション事業業務委託 仕様書

1 事業名

令和6年度台湾市場向けプロモーション事業業務委託

2 事業主体

埼玉県外国人観光客誘致推進協議会（以下「協議会」という。）

3 実施期間

契約日～令和6年3月21日（金）

4 目的

県内来訪者数が最も多く訪日リピーター率の高い台湾市場に向けて、協議会会員自治体の観光情報を効果的にプロモーションし、県内誘致・周遊につなげる。

5 委託業務の内容

(1) 台湾市場向けプロモーション

ア 実施内容

埼玉県を訪問する台湾観光客の特徴を踏まえ、本事業で最適と考えられる台湾市場向けプロモーションを提案すること。プロモーション手段は自由とする。対象となるエリアは別表1のとおりとし、原則、全てのエリアについて最大限のプロモーション効果が得られる提案とすること。

【台湾観光客の特徴】

- ・ ほぼすべての方が東京都とセット訪問
- ・ 40代未満が7割
- ・ 9割の方が旅マエで意思決定
- ・ 6割以上の方が訪日回数4回以上のリピーター
- ・ SNSや動画サイトから情報収集

イ 取材について

現地取材を要する場合は、受託者が会員と調整した上で決定することとし、素材の提供を受ける場合も同様とする。

なお、取材に係る費用はすべて見積額に含め、取材先へのアポイントメント等は受託者が実施すること。

ウ 記事等の作成

プロモーションに用いる文章や画像等を中国語（繁体字）で作成し、日本語に翻訳したものを確認用として用意すること。これらは掲載や投稿をする前に、県及び関係会員の確認を得ること。

(2) その他独自提案

(1) の他、協議会員の魅力発信や県内周遊等に資する独自の提案がある場合は記載すること。

(3) KPIについて

(1) 及び(2) について、それぞれ達成可能と思われる目標値を設定すること。KPIは定量的に計測可能な項目を設定すること。

(4) スケジュールについて

提案書には想定される事業スケジュールを可能な限り詳細に掲載すること。

(5) 報告書作成

- ア プロモーション内容の詳細
- イ 投稿記事等の掲載
- ウ 事業効果（PV数、リーチ数、エンゲージメント数等）
- エ エリア別の分析
- オ 投稿結果を踏まえた総合的な分析と施策提言

6 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は県に返還するものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (8) 本件受託の履行に伴い発生する成果物（レポート）等に対する著作権、肖像権等は原則として全て連携自治体に帰属する。
- (9) 投稿記事及び画像については、事業実施時点で協議会員である自治体の事業や広報活動で使用する場合において、受託者及び投稿者本人の許可なく利用できるものとする。

